

## 「点呼支援機器等導入促進助成事業」 Q & A

全日本トラック協会

Q 1 : 助成対象となる点呼支援機器を使用すれば、運行管理者不在でも点呼として認められるのか。

A 1 : 現在は、認められていません。

国土交通省において点呼支援機器の実証実験が行われているところであり、同機器が点呼における確認、指示項目の一部又はすべてを代替可能か、機器の要件について検討されています。まずは、乗務後点呼について検証が行われており、その後、乗務前点呼についても検証が行われる予定です。

(国土交通省「運行管理高度化検討会」

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000082.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000082.html))

なお、現在は、運行管理者による対面点呼直前に助成対象となる点呼支援機器（ユニボ）を使用して、本人確認（AI 顔認証）、免許証データ確認、体温データ計測取込、血圧データ計測取込、アルコール検知データ計測取込等を行うことができます。（免許証リーダーや体温計等の周辺機器の接続が必要）

Q 2 : I T点呼とは違うのか

A 2 : 「I T点呼」は、映像・音声を中継するI T機器を介して運行管理者が運転者に対して遠隔で点呼を行うことです。一方、本助成事業の対象となる「点呼支援機器」を使用して行う点呼は、(将来的に認められれば)点呼における確認、指示項目の一部または全てを当該機器に代替させて行うことです。

Q 3 : 申請書に写しを添付する「サービス利用申込書」とは何か

A 3 : ナブアシスト社等販売店と契約する際に交わす書類です。この中に、助成申請書（様式3）に記載する、サービス利用開始日（サービス利用承諾期間）、機器の管理No.が記載されています。参考例：別紙1

## サービス利用申込書

契約No.

「サービス利用規約」の内容に同意のうえ、下記の通り「ロボット点呼」に関わるシステム機器一式の利用を申し込みいたします。

## 【販売会社情報】

会社名		Ⓔ
住所		
部署名		
担当者名		Ⓔ
電話番号		
FAX番号		
メールアドレス		

## 【サービス利用者】

会社名		
代表者名		Ⓔ
住所		
利用数	1 サービス利用	
利用事業所		
利用責任者		Ⓔ
利用責任者連絡先		
利用責任者メールアドレス		

## 【利用期間・利用料】

サービス利用許諾期間	2020年4月1日 ~ 2023年3月31日		
利用料（月額）（税抜き）	@85,000	× 1 サービス利用	= ¥85,000

## 【導入一時費用】

導入一時費用（税抜き）	¥180,000
-------------	----------

## 【利用サービス機器構成】

No.	管理No.	品名	型番	数量
1	U1JS001166	unibo	UNR-JPYK-001-0001-01	1
2	U1JS001166	ロボット点呼 基本サービス（月額）	NRTAP210	1
3	U1JS001166	ロボット点呼 導入支援サービス	NRTSP110	1
4	U1JS001166	ロボット点呼 乗務員時計連携	NRTOP310	1
5	U1JS001166	ロボット点呼 安全指導連携	NRTOP320	1
6	以下余白			
7				
8				
9				
10				